

エコツーリズムに関する国内外の取組みについて

1 . エコツーリズムのこれまでの経緯	1
2 . エコツーリズムの概念	2
3 . エコツーリズム推進に向けた取り組み状況	4
4 . エコツアー参加者の状況	9
5 . エコツーリズム推進の利点	12
6 . エコツーリズム推進の課題	15
参考資料1 . エコツーリズムの歴史	19
参考資料2 . エコツーリズムの定義・概念	22
参考資料3 . 関係府省の取り組み事例	25

1 . エコツーリズムのこれまでの経緯

エコツーリズムが最初に提唱されたのは、一般には 1982 年の IUCN(国際自然保護連合)が「第 3 回世界国立公園会議」で議題としてとりあげた時であるといわれている。我が国では、1991 年に環境庁がエコツーリズム推進のための検討調査を開始しており、1993 年の白神山地と屋久島の世界自然遺産登録を契機として、国立公園地域など自然度の高い地域などにおいて、エコツアーを実施する事業者が見られるようになった。その後、エコツーリズム推進を目指した全国規模の推進組織や地域組織の設立がみられ、2002 年には沖縄県や東京都が、エコツーリズム推進に向けた具体的な取り組みを明確にしている。

- | | |
|--------|--|
| 1982 年 | IUCN 第 3 回世界国立公園会議においてエコツーリズムが「自然保護の資金調達機能として有効」とされる。 |
| 1985 年 | WTO(世界観光機関) UNEP(国連環境計画)が「観光と環境に関する共同宣言」において「環境の保護と改善は観光の調和の採れた開発にとって基本的条件」とする。 |
| 1989 年 | 小笠原ホエールウォッチング協会が発足 |
| 1991 年 | 環境庁が「沖縄におけるエコツーリズム等の観光利用推進方策検討調査」を開始 |
| 1992 年 | 日本が世界遺産条約に加盟し、翌年(1993 年)には白神山地、屋久島が世界自然遺産に登録
リオデジャネイロで環境と開発に関する国連会議(地球サミット)が開催され、「アジェンダ 21」が採択される。
この頃から、エコツアーを実施する民間事業者が全国で活動開始(西表島、屋久島、軽井沢、知床など) |
| 1996 年 | 西表島エコツーリズム協会設立 |
| 1998 年 | 日本エコツーリズム推進協議会(現:日本エコツーリズム協会)設立。 |
| 1999 年 | 屋久島エコガイド連絡協議会設立
東村エコツーリズム協会設立 |
| 2002 年 | ケベック(カナダ)にて世界エコツーリズム・サミット開催。
東京都が「東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱」で、小笠原村の特定エリア入域に関する自主ルールを設定。
「沖縄振興特別措置法」にエコツーリズム推進のための措置が盛り込まれる。 |

2 . エコツーリズムの概念

エコツーリズムの定義は、提唱する立場に応じて様々な表現がなされており共通した見解はないが、今回の推進会議では、エコツーリズム及びエコツアーの概念を次のように把握し、検討を進めていくこととする。

エコツーリズムとは、

自然の営みや人と自然との関わりを対象とし、それらを楽しむとともに、その対象となる地域の自然環境や文化の保全に責任を持つ観光のありかたである。

エコツーリズムを成立させるために必要なものは、

地域の自然や文化に対する知識や経験の案内 = ガイダンス
地域の自然や文化を保全・維持するための取り決め = ルール
である。

エコツーリズムの成立によって、様々な効果が発生する。

旅行者に対しては、自然や地域に対する理解が深まり、知的欲求を満足させる

地域の自然環境・文化資源に対しては、それらの価値が維持されるよう保全され、または向上する

観光業に対しては、新たなニーズに的確に対応し、新たな観光需要を起こすことができる

地域社会に対しては、雇用の確保や、経済波及効果、住民による地域の再発見により、地域振興につながる

以上のような捉え方により従来エコツアー（エコツーリズムの考え方によるツアー形態）の典型的なものと考えられている

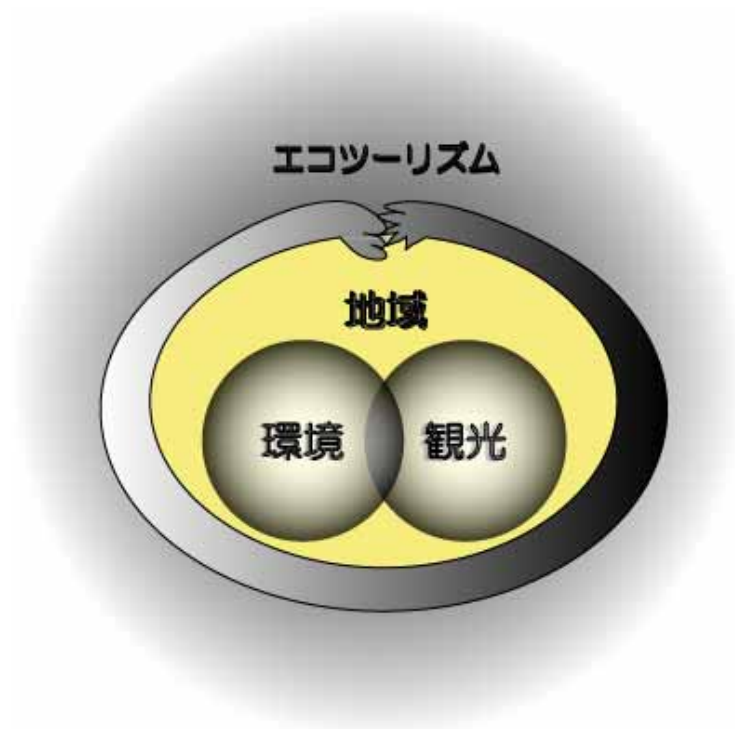
- ・ 原生的な自然におけるガイドツアー
- ・ 特徴的な野生生物とのふれあい

だけではなく、

- ・ 自然の営みに触れる観察会への参加活動
- ・ 環境教育を主目的とした学校団体の活動
- ・ 農林業などを体験することで自然への理解を深める活動
- ・ 自然や文化に関する解説を受けながら地域を歩き巡る活動
- ・ 環境保全のために実際に貢献をする活動
- ・ 自然の中でゆったりとした時を過ごしながら自然の恵みを体感する活動

等をあわせて本推進会議の検討対象としてとらえることとする。このように捉えれば、エコツーリズムは、自然豊かな地域に限らず、里地地域や都市地域内の自然など、どのような地域でも成立すると考えられる。

エコツーリズムの実現には「地域」「環境」「観光」が深く関わる



3 . エコツーリズム推進に向けた地域の取り組み状況

(1) 豊かな自然の中での取り組み

沖縄県座間味地域

1.活動場所	沖縄県座間味村
2.関係団体	座間味村ホエールウォッチング協会 (代表 座間味村長、スタッフ 6 名、加盟団体船 約 20)
3.活動開始	1991 年協会設立 (ザトウクジラの最初の確認は 1986 年)
4.関連施設	座間味港ターミナル
5.プログラム	ザトウクジラウォッチング
6.実績	年間利用者数：約 5 千人 売上額：約 2,500 万円
7.参考	1989 年より個体識別調査を開始。協会設立と同時に自主ルールを制定し、ウォッチング船とクジラの距離、エンジン音、時間などを決める。同協会は受付窓口として全体の 4 割程度の申し込みを受ける。



ザトウクジラウォッチングの様子。

鹿児島県屋久島地域

1.活動場所	鹿児島県熊毛郡上屋久町
2.関係団体	(有) 屋久島野外活動総合センター (YNAC) (代表 松本毅、正社員 7 名)
3.活動開始	1993 年
4.関連施設	-
5.プログラム	森歩き、登山、沢登り、リバー・シーカヤック、ダイビングガイド等
6.実績	年間利用者数：2 千～3 千人 売上額：約 4 千万円
7.参考	屋久島には現在約 100 名程度のエコツアーガイドがいるといわれているが、YNAC はその草分け的存在。エコツアーが事業として成り立つことを最初に実証した。参加費が一人 15,000 円という高付加価値なエコツアーを実施する。



白谷雲水峡ガイドツアーの様子。どのツアーもグループ当たり 10 名以内と少人数。1 日かけて、屋久島の自然の面白さを解説する。

秋田県白神地域

1.活動場所	秋田県藤里町
2.関係団体	(財)藤里町観光物産協会 (職員3名、認定ガイド10名)
3.活動開始	1993年(認定ガイドによるツアーは2002年開始)
4.関連施設	観光物産館、白神山地世界遺産センター
5.プログラム	ガイドツアー(岳岱自然観察教育林、田苗代湿原、太良峡コースなど)
6.実績	年間利用者数:約4千人 売上額:約600万円
7.参考	1993年の世界自然遺産登録を機に、来訪者が増加。ガイドツアー実施の依頼には個人ベースで対応していたが、2000年度から2ヶ年かけて町がガイド養成事業を実施。最終試験合格者10名が町の認定ガイドとして登録。同協会が窓口となり、観光客からの問い合わせに対してガイドを派遣。



岳岱自然観察教育林を活用したガイドツアーの様子。かねてより白神の自然を習熟したベテランガイドがいたが、そのノウハウを広げる形でガイド養成事業を実施。

北海道知床地域

1.活動場所	北海道斜里町
2.関係団体	(財)知床財団 (職員約10名)
3.活動開始	1988年(エコガイド部門は1992年)
4.関連施設	知床自然センター
5.プログラム	知床五湖のネイチャーウォッチング、サケ・マス観察会、夜間野生動物観察会等
6.実績	年間利用者数:2万~3万人 売上額:約3千万円
7.参考	斜里町が知床の自然の保護と調和を目的に設立した団体。ガイド事業は、知床の自然を訪れる観光客を引率し、知床の自然のすばらしさを伝える事を通してこの地域にふさわしい観光を振興することを目的としてスタートした。



クマゲラの生態に関する解説の様子。観光バスで訪れる団体客を対象として、知床五湖の一部を2時間程度で案内するツアーが中心。

(2) 多くの来訪者が訪れる観光地での取り組み

静岡県富士山麓地域

1.活動場所	静岡県富士郡芝川町
2.関係団体	ホールアース自然学校 (代表 広瀬敏通、社員数 約 30 名)
3.活動開始	1982 年
4.関連施設	富士山本校、田貫湖ふれあい自然塾、沖縄がじゅまる自然学校
5.プログラム	遊牧民キャンプ、富士山冒険学校、火山洞窟講座、熱気球教室、命を食べる、週末自然体験ひろば(年間 50 回実施)等
6.実績	年間利用者数：約 6 万人、来訪学校数は約 400 校
7.参考	主に修学旅行生を対象とした自然体験プログラムを実施。これまで比較的空室が多かった 6 月や 10 月の平日に、河口湖畔の宿泊施設に修学旅行客を誘導。これにより地域の観光産業に対して、8 億～9 億円の経済効果をもたらした。



深い森を探検する修学旅行のプログラム。多数の生徒から、学生時代の最も印象に残った思い出としての感謝の手紙が届く。

長野県軽井沢地域

1.活動場所	長野県北佐久郡軽井沢町
2.関係団体	(株)ピッキオ(星野リゾート) (代表 南正人、正社員 14 名)
3.活動開始	1992 年
4.関連施設	野鳥の森、ピッキオビジターセンター
5.プログラム	ネイチャーウォッチング、エコちび森遊び塾、生き物じっくり観察会、夏休み親子の自由研究講座 等
6.実績	年間利用者数：約 1 万～2 万人 売上額：約 7 千万円
7.参考	環境保全のためには、継続的なモニタリング調査が必要であるという信念のもとで、研究保護活動にも力を注ぎ、その研究成果をもとにしたメッセージをエンターテイメント要素も含めて伝えることを目指す。



ホテルの背後にある森で実施するネイチャーウォッチング。毎朝実施される。参加費用は一人 1,300 円。ツアーには、星野リゾート宿泊者の他、近隣の宿泊施設や別荘滞在者も訪れる。

北海道富良野・美瑛地域

1.活動場所	北海道富良野市
2.関係団体	富良野ネイチャークラブ (スタッフ数約 40 名)
3.活動開始	1986 年
4.関連施設	アルパインビジターセンター
5.プログラム	トレッキングガイド、ラフティング、気球、ネイチャークラフトなど自然をフィールドとした種々の体験型観光プログラムを実施する。
6.実績	年間利用者数：約 5 万人 来訪学校数は約 150 校
7.参考	人気テレビドラマのロケ地としての知名度だけでなく、新たな誘客魅力の創出を目的として設立。北海道での体験観光の先駆けとなった団体。需要の拡大に伴い、フラノ自然体験村コロポックルや美瑛・白銀ネイチャークラブなどの関連組織を輩出。



修学旅行生を対象とした釣り体験のプログラム

(3) 里地の身近な自然、地域の産業や生活文化を活用した取り組み

三重県大杉谷地域

1.活動場所	三重県多気郡宮川村
2.関係団体	大杉谷自然学校 (事務局長 大西かおり、正職員 4 名)
3.活動開始	2001 年
4.関連施設	大杉谷地域総合センター
5.プログラム	キャンプ、トレッキングガイド、地元の家での宿泊体験など、自然や地域文化の重要性を主眼においたツアーを展開
6.実績	年間利用者数：約 2 千人 事業規模：3,500 万円
7.参考	日本社会において忘れられてしまった自然、人、文化、価値観など、過疎、高齢化の地域が伝えていく必要のあることを伝える、地域教育力を生かした自然学校を目指す。



地元講師による「昔ながらのはえたたきづくり」

長野県南信州地域

1.活動場所	長野県飯田市
2.関係団体	(株)南信州観光公社 (支配人 高橋充 正社員1名)
3.活動開始	1995年
4.関連施設	-
5.プログラム	農業体験を主とした教育旅行の受け入れ、登山、ビオトープづくり、環境学習、環境調査等も含まれる。
6.実績	体験教育旅行事業の年間利用者数：約4万人、学生団体約100校、一般団体数約100団体。直接消費額は約3億円、波及効果は約7億円。
7.参考	飯田市が主体となって、メジャーでない観光地の体験プログラムによる体験型・拠点型観光地づくりを目指してスタート。2001年に受入れ窓口として同団体を設立。行政の商業観光課、農政課、生涯学習課の連携が成功の要因。



修学旅行生を対象としたブドウへの袋かけ体験プログラム。

新潟県八海山麓地域

1.活動場所	新潟県南魚沼郡六日町
2.関係団体	六日町農業体験大学校 (事務局長 青野広明)
3.活動開始	1988年
4.関連施設	八海山パークホテル
5.プログラム	田植えや稲刈り体験、ジャガイモ掘り、そば打ち体験など地域の農業体験を観光に活用
6.実績	年間利用者数：約7千人 売上げ額：約1,500万円
7.参考	都市と農村交流による人、物、文化などのふれあいを通じて地域の活性化を図ることを目的に設立。地域人材の活用による交流効果、体験プログラムの実施により周辺の民宿やペンションの宿泊者数増加をもたらした。参加者のリピート率は60%に達する。



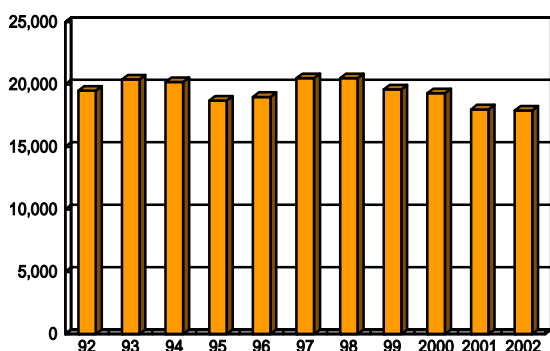
都市部から訪れた子どもたちが、河原で遊ぶ様子。ガイドの案内により、ジャガイモ掘りや、トウモロコシ狩りを楽しんだ後、田舎の自然の中での遊びを満喫する。

4 . エコツアー参加者の状況

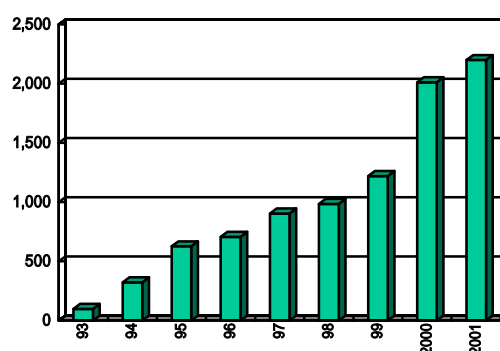
エコツアーガイド事業者の実績の推移

景気低迷の影響をうけて、旅行市場規模全体では伸び悩み傾向にあるが、主立ったエコツアー事業者の実績は、事業開始以来順調に推移している。高品質なエコツアーへの参加者数は、年々増加しており、エコツアーの市場規模は拡大傾向にあるといえる。

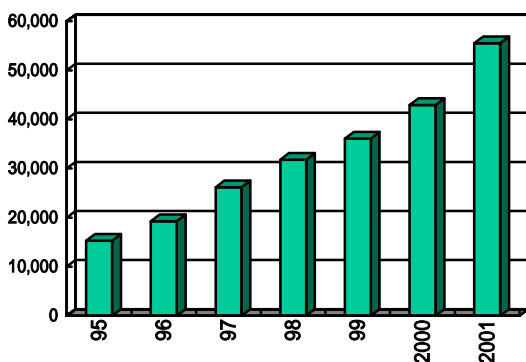
グラフ1: 宿泊観光レクリエーション旅行量
(延べ人数:万人 出所:「観光白書」)



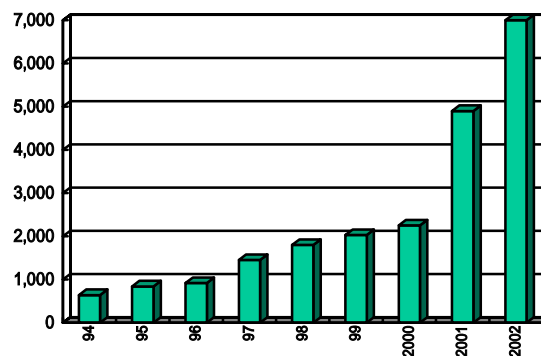
グラフ2: 屋久島野外活動総合センター参加者数(人)



グラフ3: ホールアース自然学校参加生徒数(人)



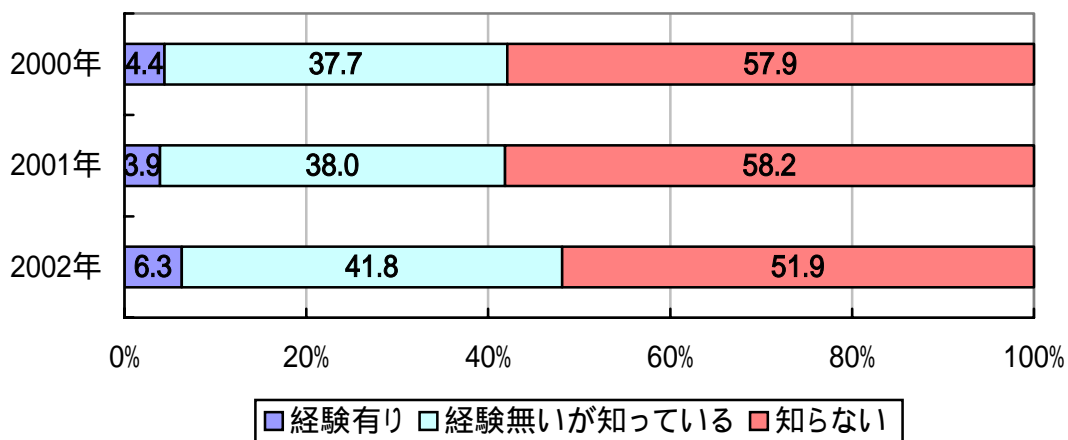
グラフ4: 星野リゾート・ピッキオ売上(万円)



エコツアーへの参加経験率と認知率

我が国におけるエコツアー「参加経験率」は、2002年では6.3%と、まだ成長途上の市場である。また、“経験はないがエコツアーのことは知っている”をあわせた「認知率」は約50%と、エコツアーが幅広く知られているという状況にはない。また、国際エコツーリズム年として、エコツアーに関する様々な報道がなされた2002年には、認知率が上昇していることから、取り組み次第ではさらに広まる可能性がある。

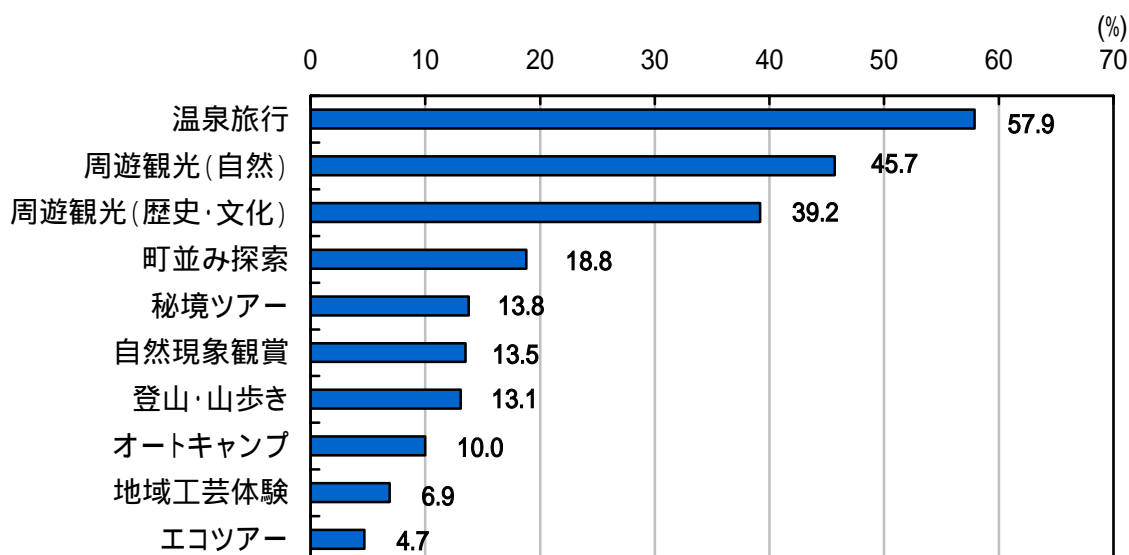
グラフ5:エコツアーへの参加経験率と認知率



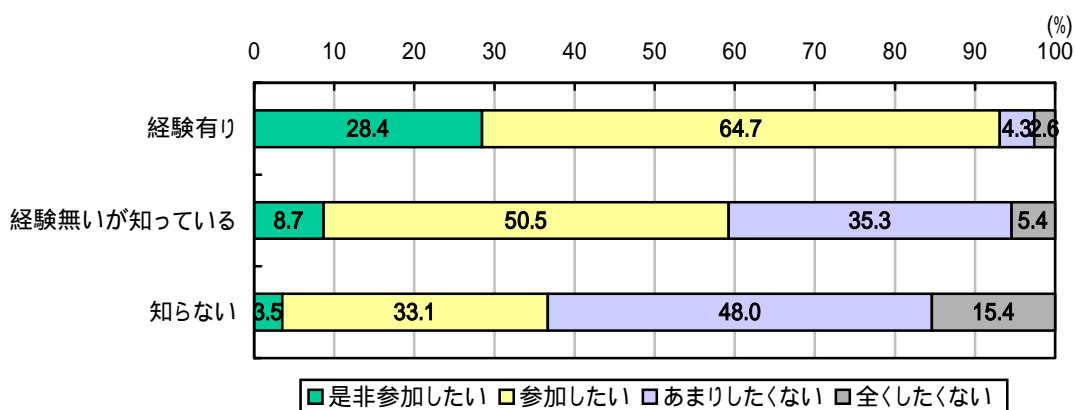
エコツアーへの参加意向

エコツアーへの参加意向は、他の旅行タイプに比べて低水準にあるが、エコツアー参加経験者の参加意向は極めて高水準であることから、エコツアーの参加体験の機会を増やし、経験者の裾野を広げることによって、エコツアー市場の飛躍的な拡大が期待される。

グラフ6:各旅行タイプに対する今後の参加意向



グラフ7:エコツアーへの参加経験ごとに見た今後のエコツアーへの参加意向



(グラフ5～7の出所:財団法人日本交通公社,2002)

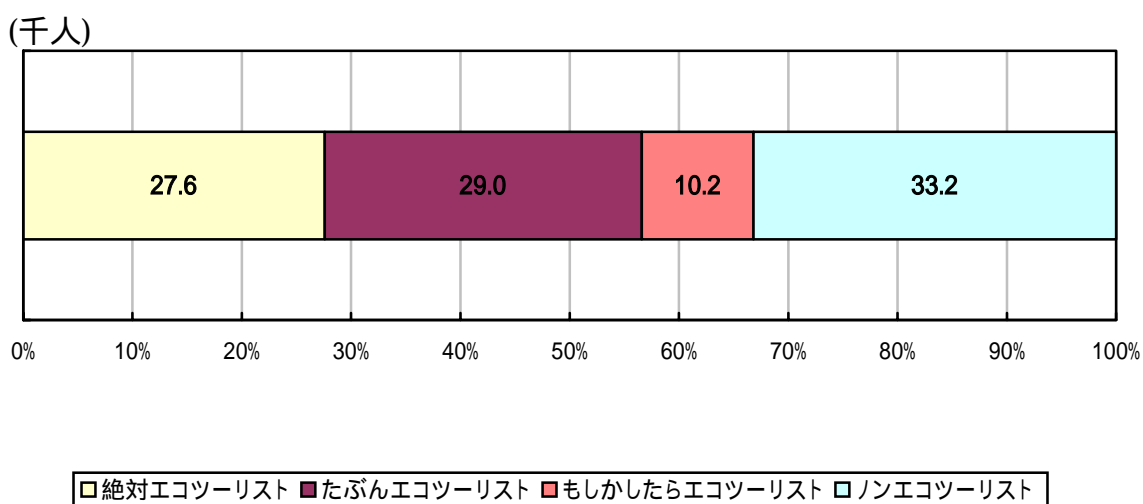
この場合エコツアーとは、「自然を楽しみ、自然や環境を学ぶ旅行」としている。

他国(オーストラリア)におけるエコツーリスト

身近な自然に触れる機会が多く、かねてより子供向けの環境教育プログラムが充実しているオーストラリアでは、自分が「絶対エコツーリスト」であるという考えを持つ人が27.6%、「たぶんエコツーリスト」が29.0%に達し、エコツーリズムへの理解が浸透している。

我が国においても、エコツーリズムに触れる場の整備を推進することによって、現在10%に満たないエコツアー経験率やエコツアーへの参加意向が向上することが期待される。

グラフ8:オーストラリアにおけるエコツーリストの比率



(出所:・スー・ビートン「エコツーリズム教本」,2002
TIES「Ecotourism Statistical Fact Sheet」,2000)

5 . エコツーリズム推進の利点

(1) 旅行者のニーズに対応する

「見る」観光から「体験」観光へ

国民の旅行に対する意識は、“特別な行事”から“日常活動の一部”へと変わってきており、これに伴い観光行動は、いくつもの観光地を見て回る「周遊観光」から、ひとつの地域にとどまって自らの体験を通して自然や文化を楽しむ「体験観光」への関心が高まってきた。

中高年齢層の旺盛な「行動力」と「知的探求心」を満たす

中高年齢層などを中心として、登山やトレッキングなどがブームとなっている。中高年齢層のトレッキングでは、歩くことそのものの楽しみに加えて、高山植物や野鳥などの観察もあわせて楽しんでいる。このように行動力のある中高年齢層が増加するとともに、旅先で知的探求心が高まっている。

子供に「ほんもの」の自然体験を

科学技術の進展に伴い、パソコンやテレビゲームなどを通して居ながらにして様々な疑似体験が可能となった。他方、身のまわりの原っぱ、小川や池等の自然にふれあう環境が都会からなくなって久しい。このような状況下、子どもたちを自然の中で存分に遊ばせながら、森の香り、水の冷たさ、土の暖かみ、あるいは怪我をした時の痛みや恐怖などを感じてほしい、「ほんもの」の自然を体験させたいというニーズが高まっている。

(2) 観光事業にメリットをもたらす

来訪者が増加する

エコツアーという新たな誘客魅力づくりによって、従来の観光客に加えて、さらにエコツアーへの参加を目的とするマーケット層の来訪が期待できる。

日帰り客が宿泊化、宿泊日数が増加する

エコツアーは、2時間から半日程度、あるいは1日や数日間かけて実施されるプログラムなので、エコツアー参加者の増加によって、日帰り客の宿泊化や宿泊日数の増加が期待できる。

リピーターの増加と季節による客数変動が緩和される

エコツアーでは、季節に応じた素材を活用した季節ごとのプログラム、解説素材の組み換えによる異なるシナリオのプログラム、調査や研究によって解説内容をさらに発展させたプログラムなど、複数のプログラムの企画が可能なので、一度訪れた観光客であっても再度来訪させ、リピーター化できる可能性がある。これによって、これまでオフであった季節の誘客も可能となる。

修学旅行の受け入れ増加による計画的な事業運営が可能となる

学習効果を高めるために旅行先で体験活動を取り入れる修学旅行や、総合的学習の時間に環境教育を取り入れるケースが増えており、エコツアーに対する期待が高まっている。修学旅行は、おおよそ1年前には実施が決まるので、エコツアーを実施するガイド業や、宿泊をうけもつ施設にとって、年間を見通した事業運営が可能となる。

(3) 地域の活性化に役立つ

地域のお産業への経済波及効果が発揮される

エコツーリズムでは、地域の特色を誘客に活かすことが特徴となっており、地域の人材を活用し、地場産品を食材などに用いることが多いので、一般的な観光より地域のお産業にもたらす経済波及効果は大きいものと想定される。

地域住民に活力をもたらす

解説のための素材探しを通して地域の歴史や文化が見直されることによって地元に対する自信がでる、エコツアー参加者との交流により意識の活性化が図られるなど、地域住民に活力をもたらすことが期待できる。

大規模な投資が不要である

エコツーリズムには、大規模な施設開発が不要であり、人材育成とソフト(ツアープログラム)の開発によってなされるので、従来の観光開発に見られたような大規模な初期投資が不要であり、比較的容易に取り組むことができる。

どのような地域であっても強い誘客力が発揮できる

“ 迫力のある滝 ” “ 美しい湖 ” “ 古いお寺 ” など、見る対象となる観光資源に過度に依存した従来型の観光とは異なり、ツアープログラムの内容が誘客力を左右するため、我が国を代表するレベルの自然や文化的な観光資源が立地しない地域であっても、地域固有の自然、文化、産業などを活かしたプログラムの

企画開発によって、どのような地域であっても強い誘客力を発揮することが可能である。

(4) 自然環境や文化の保全に役立つ

エコツアー参加者の環境保全に対する意識を高める

エコツアー参加者は、ツアーでの楽しい体験を通して、自然や文化に対する興味が起こる、保護への意識が芽生えることが期待できる。このような意識変化が、ゴミの分別やエネルギーの節約など、日常生活の中での小さな環境保全のための行動につながるものと考えられる。

地域住民の地域資源の保全に対する意識を高める

地域住民は、エコツアー参加者が地元の素材に驚いたり、興味をもったりする様子を見て、地域の自然や文化の価値を再認識することが期待できる。このような意識変化が、地域の自然や文化をいつまでも大切に保全していこうという行動につながるものと考えられる。

環境に優しい観光をしようという機運が広まる

エコツアーが各地で展開されるようになり、エコツアー経験者が増えることによって、一般的な旅行に参加するケースであっても、地域の自然環境に配慮した観光行動に心がける観光客が増加するものと考えられる。

取り決めによって自然環境を保護する

誘客による地域経済への貢献をいつまでも持続的に発揮させていくためには、誘客の根元である自然環境を持続的に守っていくことが必要である。エコツーリズムの取り組みでは、次のような取り決めを設定することによって自然環境の保全等が達成される。

- ・ 脆弱なエリアへの立入りを制限するなどの計画的な土地利用
- ・ 参加者行動の誘導による地域資源に対する影響の軽減
- ・ 自然保護のための協力金を参加者から収受
- ・ 植樹など環境回復作業への参加
- ・ 資源調査の結果を保護活動とツアープログラムに活用

6 . エコツーリズム推進の課題

6 - 1 . エコツーリズムの認識に関する課題

(1) 「エコツーリズムとは何か」の共通理解を図る 【概念の規定と公表】

エコツーリズムには、ツアー参加者が自然の中での体験するという点では同じであっても、その背景となる考え方が異なるために、違う呼称の概念が多く、エコツーリズムの場となる地域、エコツアーを実施するガイドや関連産業、エコツアーに参加する旅行者を混乱させている。また、エコツーリズムに関する用語には不慣れなカタカナ用語が多く、旅行者のみならず、場を提供する地域や観光産業のなかでも、十分に理解されていない。エコツーリズムと類似概念のかかわりに関する各省庁共通の認識を図り、「エコツーリズムの概念規定」「エコツーリズムを実現させる要件」「エコツーリズムの効果」をとりまとめ、その結果を簡易な表現を用いて幅広く伝えることが必要である。

(2) 「本当にエコツーリズムは有効なのか」に具体的に答える【効果の実証】

エコツーリズムへの取り組みを躊躇させる要因として、対象となるそれぞれの地域においても取り組みが可能なのか、それが地域の振興や、自然や文化の保全に効果があるのか、という疑念をもつ地域がまだまだ多いということが考えられる。実際のエコツーリズムとはどのようなものかを知らせ、どのような地域であってもエコツーリズムを実現させることができ、その効果が十分に発揮されることを具体的に示すことが必要である。資源の状況、マーケット性など地域の状況が異なるモデル地域を設定し、エコツーリズム実現の様子、その効果が発揮されている具体的な状況を広く伝えることが重要である。

6 - 2 . エコツアー参加者の増加に向けた課題

(3) エコツーリズムへの取り組み地域や事業者を広く知らせる 【好事業の推奨】

地域にとって、エコツーリズムに積極的に取り組んで受け入れの準備を整えてもその状況をマーケットにうまく伝えることができない、また関連の事業者にとって、環境に配慮した高質なサービス内容を備えてもそのことをアピール

する客観的な基準が無いために、地域や観光事業者などのエコツーリズムへの取り組みや販売を滞らせている。一方で、エコツアーに参加したい旅行者にとって、エコツアーに関わるガイドや宿泊施設などの専門性やサービス内容、あるいは環境への配慮度合いなどに関する客観情報が無いために、ニーズに応じたエコツアーの選択が難しい。エコツーリズムへの取り組みをあらゆる客観的な基準とその情報の公開が必要である。

(4) エコツアーの楽しさを広く知らせ、参加のきっかけを作る 【需要の喚起】

エコツアーという言葉には、学習要素が強い、行動には制約が多いというイメージが持たれがちであり、楽しい旅行を目指そうとする一般観光客からは敬遠されがちである。また、エコツアー参加への意識はあっても、きっかけがないために参加を躊躇する観光客も多いと考えられる。エコツーリズムが親しみをもたれるようなイメージづくり、エコツアー参加のきっかけとなる仕組みづくりが必要である。

(5) 子供の頃から自然環境への興味を深める【自然体験機会の増大】

我が国では、まだまだ実体験を通して自然環境に興味をもつ人が少ないことが、エコツーリズムの推進を遅らせている。自然環境に対する意識をもった人を増やすために、子供の頃から野外で活動する機会を数多く設け、実体験を通して自然の営みに対する理解を深めることが必要である。

(6) 自分の好みにあったエコツアーを探す 【情報の伝達】

エコツアーの内容や実施状況に関する情報量が少ないことが、エコツーリズムに対する親しみを遠ざけていると考えられる。観光地の情報提供窓口などで、エコツアーに関する情報を積極的に発信し、またエコツアーに参加するための相談などを受け付けるようにすることが重要である。また、エコツーリズムへの取り組みが盛んな地域では、そこで展開されている個々のエコツアーの商品内容を容易に検索し比較検討できる手段、また、そのエコツアーに参加するためには、どの程度の体力が必要なのか、どのような服装を準備し、どのような持ち物が必要なのかといったことからあわせて情報提供できるように備えることが必要である。

6 - 3 . エコツーリズムに取り組む地域や事業者の増加に向けた課題

(7) 地域では何から取り組めばよいのか【推進のノウハウ】

豊かな自然が立地する地域では、以前より多くの観光客が訪れるとともに、自然の保護と活用に関する情報が集まりやすく、地域の内部からも様々な意見がだされることから、エコツーリズムへの取り組みには積極的なところが多い。一方で、里地などの身近な自然を有する地域の中には、誘客による地域振興と、自然や文化の保全が課題となっているにもかかわらず、ノウハウ不足から取り組みが立ち後れているところが多い。地域の状況に応じたエコツーリズムの推進のノウハウをとりまとめて、広く知らせることが必要である。

(8) エコツーリズムの推進者をどのように育てるか【人材の育成】

エコツーリズムの取り組みのためには、行政や観光事業者、関連団体や第一次産業関係者、地域住民などの連携を図り、中心となって取り組みを推進する地域コーディネーターの存在は不可欠である。また、エコツアー実施の中心的な役割を果たすガイドの発掘と育成と働く場の確保も地域コーディネーターの役割であるにもかかわらず、地域コーディネーターの役割や必要性に関する理解が不足している、必要となる能力を持ち合わせた人材が不足している状況にある。エコツーリズム推進のためには、ガイドの育成に加えて、地域コーディネーターの役割の整理と、その育成にむけた取り組みが必要である。

(9) 地域の自然や文化をどうやって守っていくか【環境の保全】

観光客の立入りによって、少なからず自然に悪影響が及ぼされている地域がでてきている。自然の状況をモニタリング調査しながら、観光客の立入りによる自然への影響を把握した上で、必要に応じて、入域に制約を設けるなどの措置をとることが必要である。

6 - 4 . 課題解決に向けた方策（幹事会での検討テーマの例）

以上のような課題の解決に向けて、本会議および幹事会における検討項目として次のようなテーマが挙げられる。

- ・ 「エコツーリズム憲章」の策定
- ・ 「モデル事業」の実施
- ・ 「エコツアー100選」の実施
- ・ 「グリーンパスポート」の発行
- ・ 「ガイドや地域コーディネーターの養成にむけた研修会」の実施

参考資料 1 . エコツーリズムの歴史

(1) ~ 1970 年代「エコツーリズム黎明期」

UNEP (国連環境計画) が創設され、地球レベルでの環境問題の発生が指摘された。一方で、UNESCO (ユネスコ) の世界遺産条約採択により、ガラパゴス諸島 (エクアドル) が世界初の自然遺産地域として登録された。

主な出来事

- 1964 年 ガラパゴス諸島にチャールズ・ダーウィン自然科学研究所設立
- 1972 年 国連人間環境会議の開催で UNEP 創設
UNESCO 総会で「世界の文化的及び自然遺産の保護に関する条約」を採択
- 1978 年 ガラパゴス諸島が世界最初の自然遺産地域として登録

(2) 1980 年代「エコツーリズムの創世とその概念の発展」

IUCN (国際自然保護連合)、WWF (世界野生生物基金)、UNEP が「世界環境保全戦略」の中で「持続可能な開発」を提唱し、これがエコツーリズム展開の契機になったといわれている。この時代先進国の「マスツーリズム」が発展途上国の自然環境や社会に対して負の影響を与えていることが指摘されるようになり、マスツーリズムに対峙する概念として「エコツーリズム」が生まれ、より個性的で自然志向の旅行への旅行者ニーズの高まりの中で、自然保全の経済的手段としてその概念を発展させた。

主な出来事

- 1980 年 IUCN、WWF、UNEP が「世界環境保全戦略」を発表。その中で「持続的開発」の理念を提唱
- 1982 年 IUCN 第 3 回世界国立公園会議で、エコツーリズムが「自然保護の資金調達機能として有効」とする。
- 1985 年 WTO (世界観光機関)、UNEP「観光と環境に関する共同宣言」にて「環境の保護と改善は観光の調和のとれた開発にとって基本的条件」とする。

日本では

- 1987 年 日本環境教育フォーラム (JEEF) が発足
- 1989 年 小笠原ホエールウォッチング協会が発足

(3) 1990 年代「エコツーリズム概念から実践的な取り組みへ」

リオデジャネイロ(ブラジル)で開催された環境と開発に関する国連会議(地球サミット)にて、持続可能な開発のための具体的な行動計画である「アジェンダ21」が採択され、持続的な開発のためのアクションが明確にされた。そのような背景の中でエコツーリズムの分野では、自然環境や社会に対する責任を図るひとつの手段として認証プログラム制度やエコラベル制度など現場で活用できる実践的な取り組みが始まった。

主な出来事

- 1992年 環境と開発に関する国連会議(地球サミット)が開催され、「アジェンダ21」が採択される。
オーストラリア・エコツーリズム協会設立
- 1994年 ECOTEL 認証がアメリカで始まる
- 1996年 ISO14000 シリーズが発行される。
- 1996年 世界で初めてのエコツーリズム認証制度 NEAP が発表される(オーストラリア)

日本では

- 1991年 環境庁が「沖縄におけるエコツーリズム等の観光利用推進方策検討調査」を開始。
- 1991年 座間味ホエールウォッチング協会設立
- 1992年 世界遺産条約に加盟(翌1993年、白神山地、屋久島が世界自然遺産に登録)
- 1992年~ エコツアーを実施する民間事業者が全国で活動開始(西表島、屋久島、軽井沢、知床など)
- 1994年 (財)日本自然保護協会(NACS-J)「エコツーリズムガイドライン」発行
- 1996年 西表島エコツーリズム協会設立
- 1998年 日本エコツーリズム推進協議会(現:日本エコツーリズム協会,JES)設立
北海道エコツーリズムを考える会(現:北海道エコツーリズム協会)設立
- 1999年 屋久島エコガイド連絡協議会設立
東村エコツーリズム協会設立

(4) 2000 年 ~ 「世界で取り組むエコツーリズムへ」

国連が「国際エコツーリズム年」と定めた 2002 年には、ケベックで開催された世界エコツーリズム・サミットに続き、「アジェンダ 21」の世界的な行動を促すため、ヨハネスブルク（南アフリカ）にて持続可能な開発のための世界サミットが開催された。この世界サミットは人類が抱える困難な課題に世界の関心を向け、世界的な行動を促すための会議であり、その中でエコツーリズムをはじめとする持続可能な観光開発の促進や地域社会の文化や環境の維持などが合意された。

主な出来事

- 2002 年 ケベック（カナダ）にて世界エコツーリズム・サミット開催
ヨハネスブルク（南アフリカ）にて持続可能な開発のための世界サミット開催

日本では

- 2000 年 自然体験活動推進協議会（CONE）設立
裏磐梯エコツーリズム研究会設立
- 2002 年 北海道にて「アウトドアガイド資格制度」開始
東京都「東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱」にて、小笠原村の特定エリア入域に関する自主ルールの設定。（2003 年より実施）
沖縄振興特別措置法にて、エコツーリズム推進のための措置が盛り込まれる。
沖縄県にてエコツーリズム国際大会開催

参考資料2 . エコツーリズムの定義・概念

エコツーリズムの定義は、提唱する立場に応じて様々な表現がなされており共通した見解はないが、それらはおおむね次のような要素が複数組み合わせられたものである。

旅行形態として・・・

- ・ 自然地域で行われる旅行である
- ・ 教育的・解説的な要素を含んだ旅行である
- ・ 地域文化を尊重するものである
- ・ 環境に与えるインパクトを軽減するものである

運営方針として・・・

- ・ 資源を持続可能とする方法で管理・運営される必要がある
- ・ 教育的・解説的な要素を含んだ活動である
- ・ 自然保全のための経済的利益を生み出す必要がある
- ・ 地域振興をもたらすものである

上記のようにエコツーリズムとは、地域資源の持続的なあり方に関する考え方である。

以下は、主立った機関による定義である。

WWF(世界自然保護基金「Planning for Ecotourism」Elizabeth Boo(1991年))

「エコツーリズムとは、保護地域のための資金を生みだし、地域社会の雇用機会を創造し、環境教育を提供することによって、自然保護に貢献するような自然指向型の観光」

(財)国立公園協会、(財)自然環境研究センター(「自然体験活動推進方策検討調査」平成5年)

「世界的にも稀なほどに多様な自然を有する我が国の各地固有の自然と、その中で生活する地域住民と自然とのかかわりから生まれた自然資源について、それらとの接し方を含めてガイドを提供し、旅行者が知己の自然・文化への深い理解を得るとともに、自然保護意識の高揚や人間形成を図ることができるような旅行。さらに、その活動による環境に対する影響を最小限に留め、かつその収益が地域の環境保護のために貢献する仕組みをもつ旅行」

(財)日本自然保護協会(「NACS-Jエコツーリズムガイドライン」平成6年)

「旅行者が、生態系や地域文化に悪影響を及ぼすことなく、自然地域を理解し、鑑賞し、楽しむことができるよう、環境に配慮した施設及び環境教育が提供され、地域の自然と文化の保護・地域経済に貢献することを目的とした旅行形態」

観光政策審議会答申(「今後の観光政策の基本的な方向について」平成7年)

「よく保存された自然環境や文化遺産は、非常に貴重な観光資源である。観光はそれらの破損者ではなく、保護者となるべきである。観光客には、旅先で触れ合う豊かな自然に対する謙虚な気持ちと異質な生活や文化などに対する寛容な心と尊敬の念が要求される。観光資源への思いやりの心は観光に最低限必要とされるマナーである。一方、観光は破損されやすい文化遺産、自然環境などを保護、保全するために必要な資金・経済力を提供することができる。このような観点から、観光産業においても、既存の観光施設の有効利用を図りつつ、地域の責任者は、観光資源の保全、活用、開発の調和を図り、協同して持続可能な観光を実現すべきである」

(社)日本観光協会(「国内観光促進協議会エコツーリズム WG 報告書」平成8年)

「特に、観光による文化や自然環境に関する教養の向上、観光による地域の文化や自然環境の保全に対する貢献などの面に重点を置きつつ、文化や自然環境等の観光資源が良く保全された地域において、受入地域と観光産業が相互に連携して、観光と環境がバランスよく調和した新しい旅行形態」

環境庁自然保護局(平成10年度調査報告書)

地域固有の自然的・文化的資源を利用し観光産業を成立させること、それらの資源が持続的に利用できるよう、資源を保護していくこと、観光の波及により、地域経済の活性化に資すること、という3つの相補的な目的をめざす考え方に基づいて実践されている諸活動」

日本エコツーリズム協会

「エコツーリズムとは、

自然・歴史・文化など地域固有の資源を生かした観光を成立させること

観光によってそれらの資源が損なわれることがないよう、適切な管理に基づく保護・保全をはかること

地域資源の健全な存続による地域経済への波及効果が実現することをねらいとする、資源の保護+観光業の成立+地域振興の融合をめざす観光の考え方である。それにより、旅行者に魅力的な地域資源とのふれあいの機会が永続的に提供され、地域の暮らしが安定し、資源が守られていくことを目的とする。」

EA(オーストラリア・エコツーリズム協会)

「エコツーリズムとは、生態系において持続可能であり、環境や文化に対する理解を深め、感謝の念や保護を生み出すツーリズムである」

JATA(日本旅行業協会「エコツーリズム・ハンドブック」)

「自然を中心として、その土地に存在する生態系を守り、そのインパクトを最小限にしようとするツアーを実践する運動」

TIES(国際エコツーリズム・ソサエティ)

「その地域の自然環境を保護し地域住民の生活を高めることに繋がる、責任ある旅行」

ASTA(米国旅行業協会)

「エコツーリズムとは、環境との調和を重視した旅行、即ち野生の自然そのものや環境を破壊せずに自然や文化を楽しむことである。」

IUCN(国際自然保護連合)

「エコツーリズムは、自然地域の中で観察し、研究し、楽しむ観光である。」

「自然保護地域のために十分な資金を生み出し、地域社会に雇用の機会を創出し、旅行者に環境教育の場を提供することによって、自然保護あるいは自然保護地域づくりに貢献する自然観察または地域文化を学習する観光」

NEAP(ネイチャーツーリズム、エコツーリズム認証プログラム)

「環境や文化に対する理解を深め、感謝の念や保護の意識を生み出す、自然地域での体験を主とした生態学的に持続可能な観光」

西表島エコツーリズム協会

「訪問先の自然環境を破壊することなく、その土地特有の自然・生活文化などの資源を持続させていくような旅行の概念」

沖縄振興特別措置法(平成 14 年)

「環境保全型自然体験活動とは、その参加者が、地域の自然環境について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該地域の自然環境の保全に配慮しつつ当該地域の自然と触れ合い、これに対する理解を深めるための活動をいう」

グリーンツーリズム

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第 2 条

「山村・漁村滞在型余暇活動」とは、主として都市の住民が余暇を利用して山村又は漁村に滞在しつつ行う森林施業又は漁ろうの体験その他林業又は漁業に対する理解を深めるための活動をいう。農林水産省グリーンツーリズム紹介ホームページによると、グリーンツーリズムとは、「緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動」である。

参考資料3 . 関係府省の取り組み事例

1 . 内閣府

沖縄振興特別措置法に基づく、環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の推進

1 沖縄振興特別措置法の主な規定内容

- 1) 環境保全型自然体験活動の定義
- 2) 保全利用協定の締結、県知事による認定等
- 3) 国及び県による環境保全型自然体験活動の推進

* 保全利用協定：同じ地域でエコツアーの案内や助言を行う者（事業者）が、自然環境の保全に配慮した質の高いエコツアーを行うために、事業者同士で自主的に協定を締結し、これを沖縄県知事が認定する。

2 沖縄振興計画

観光振興施策として、「沖縄の豊かな自然を生かしたエコツーリズムの促進」を明記

3 沖縄県観光振興計画

環境保全型自然体験活動を今後の観光振興施策の柱として推進

1) 環境保全型自然体験活動の推進に関する基本理念

自然環境の保全と地域振興のバランスある展開を図り、持続可能な自然資源の利用を推進

2) 環境保全型自然体験活動の実施方法

エコツーリズム重点推進地域として、やんばる地域、西表島地域、慶良間諸島を指定

環境保全型自然体験活動推進計画を策定

3) 保全利用協定の認定

環境保全型自然体験活動に係る情報収集・提供、人材育成、施設整備等

【エコツーリズム推進事業（14～16年度）沖縄特別振興対策調整費を活用】

予算

- ・14年度 事業費 2,000 万円（国費 1,600 万円）
- ・15年度 事業費 3,800 万円（国費 3,100 万円）
- ・16年度 （未定）

保全利用協定締結の推進

- ・ガイドライン、保全利用協定手引書の作成、モデル地域別実施調査等
- ・15年度内にやんばる地域及び西表島地域の保全利用協定手引書策定、保全利用協定締結、知事による認定を予定

エコツーリズム推進会議の設立（全県的な推進機関の設立）

エコツーリズムガイド養成

2. 総務省

1 地域文化振興対策

所得の向上や自由時間の増大に伴い、個人の豊かさやゆとりが実感できる社会の実現が求められる中、全国的に芸術文化に対する関心・期待が高まってきている。

こうした住民のニーズを踏まえ、地方公共団体による住民の芸術文化活動の支援、創造的で文化的なまちづくり、地域文化財・歴史的遺産の活用等の地方公共団体の取り組みを支援するため、必要な地方財政措置を講じる。(平成15年度事業費 1,200億円程度)

【ソフト事業事業費 700億円程度】

住民等の芸術文化活動の支援、創造的で文化的なまちづくりや地域文化財等の活用による地域おこしを進める地方公共団体の以下のような取り組みに要する経費について、普通交付税措置を講じる。

- 1) 文化振興の推進(芸術文化関係の広報や関係職員の研修)
- 2) 地域文化活動・文化交流の活性化(芸術文化関係のシンポジウムや懇談会の開催等)
- 3) 芸術鑑賞の奨励(鑑賞者のための講座やワークショップ等の実施)
- 4) 創作活動の奨励(芸術文化団体等の活動費に対する助成や芸術祭、舞台芸術、芸術文学等の巡回事業など、芸術文化事業を開催する団体等への助成)
- 5) 地域文化財・歴史遺産の保存・活用(保存のための行動計画、収集・記録・保存のための人材確保、伝統芸能等に必要な道具・衣装の修理・新調の支援、保存活動に対する助成、保存・継承活動の発表の場)

【ハード事業事業費 500億円程度】

地方指定文化財等や歴史的建造物・街並みの保存、修復及び周辺整備などの地方単独事業について、地域活性化事業債(地域資源活用促進事業)等による財政措置を講じる。

2 国土保全対策

農山漁村地域が果たしている、水資源の涵養、自然環境の保持等、国土保全のための重要かつ多面的な役割を維持し高める見地から、必要な地方財政措置を講じる。(平成15年度事業費 2,430億円)

1) 国土保全対策(ソフト事業)事業費600億円程度

国土保全の見地から、地方公共団体が総合的に国土保全対策を推進する経費に対し、普通交付税措置を講じる。

上下流の地方公共団体の話し合いに基づき、水資源維持等のため下流団体が行う負担、分収林契約等に要する経費に対し、特別交付税措置を講じる。

2) 国土保全対策(ハード事業)事業費1,000億円程度

森林の保全整備、小規模な農地の整備、景観保全施設の整備などの地方単独事業について、地域活性化事業債（循環型社会形成事業）及び旧地域総合整備事業債（継続事業分）等による財政措置を講じる。

3. 文部科学省

1 世界文化遺産の登録推薦

世界遺産条約に基づき、我が国を代表し、顕著で普遍的な価値を有する文化財を、順次世界文化遺産に推薦している。現在、9件の文化遺産が登録されている。

2 史跡名勝天然記念物の整備・活用

史跡・名勝・天然記念物等の文化財について、国の指定を進めるとともに、公開を促進するなど、文化財の積極的な整備と活用に努めている。

3 文化的景観の保護に関する調査研究

文化財の新しい概念である「文化的景観」について、「農林水産省に関連する文化的景観の保存・整備・活用に関する検討委員会」において調査研究を進め、本年6月、検討結果を公表するとともに、今後、同報告に基づき、新たな保護制度への検討を行うこととしている。

4 省庁連携子ども体験型環境学習推進事業

子どもたちの豊かな人間性を育むため、関係省庁と連携して、地域の身近な環境をテーマに、子どもたちが自ら企画し、継続的な体験学習を行うモデル事業の実施を通して体験型環境学習を推進する。

5 省庁連携による子どもの体験活動の場の整備

文部科学省、国土交通省及び環境省が連携して、子どもたちの河川の利用を促進し、地域における子どもたちの体験活動の充実を図るため、「子どもの水辺」の選定・登録等を行う「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」などを実施している。

4. 農林水産省

「グリーン・ツーリズムの推進」関連施策について

農林水産省では、国民の農林水産業及び農山漁村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりある生活に資するため、グリーン・ツーリズム等都市と農山漁村の交流の促進を推進しており、そのための具体の施策としては、以下のような取り組みを実施しているところ。

制度措置

1 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律

・制定年等：平成6年

- ・概要：農山漁村滞在型余暇活動の促進のため、都道府県の基本方針、市町村計画等の策定を行うとともに、農林漁業体験民宿業の登録を実施。
- 2 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律
- ・制定年等：平成元年
 - ・概要：都市住民等がレクリエーション等の非営利目的で、作物栽培のため農地を借り入れることが可能となる、特定農地貸付事業を市町村・農協を主体として実施。
- 3 市民農園整備促進法
- ・制定年等：平成2年（国土交通省と共管）
 - ・概要：市町村・農協の行う特定農地貸付け事業、農業者が行う農園利用方式の市民農園事業について、市町村の認定により、市民農園施設については、農地法の特例（転用許可不要）、都市計画法の特例（開発許可可能）を措置。

予算措置

平成15年度におけるグリーン・ツーリズム関係予算については、次のとおり。

1 新たなライフスタイルの実現に向けた都市と農村の共生・対流の推進

(1) 新グリーン・ツーリズム総合推進対策

グリーン・ツーリズムの新たなスタイルの提案・普及

- ・美しいふるさと・国づくり推進事業（再掲）（94百万円）

共生・対流に向けた国民運動の一環として、都市住民の潜在的需要を踏まえたグリーン・ツーリズムの新たなスタイルを提案・普及

- ・グリーン・ツーリズム総合戦略推進事業（新規）（25百万円）

都道府県において、グリーン・ツーリズムの新たなスタイルを普及・推進

グリーン・ツーリズムセンター機能確立事業（新規）（97百万円）

都市部での農山漁村情報提供の充実強化及び都市側と受入側とのマッチングの推進

グリーン・ツーリズムビジネス育成事業（新規）（25百万円）

グリーン・ツーリズムビジネスの起業家、体験指導員等の育成・確保
モデル地域整備事業（新規）

ア．地域連携システム整備事業（106百万円）

多様な関係者が参画した地域ぐるみの受入システムの整備

イ．やすらぎ空間整備事業（628百万円）

地域資源を活用して都市住民に魅力ある滞在交流拠点や体験交流空間を整備

(2) 美しいふるさと・国づくり推進事業（新規）（94百万円）

「農山漁村をフィールドとした新たなライフスタイルの提案」を基本的コ

ンセプトとし、都市サイドとも連携した取組を展開する中で、都市と農山漁村の共生・対流へ向けた国民運動を展開

- (3) 子どもたちの農業・農村体験学習推進事業（新規）(4 0 9 百万円)
全国的な農業体験学習の推進体制づくり、修学旅行等を活用して農林漁業・農山漁村体験活動を行う小・中学生の農山漁村における受入体制の整備等を実施（文部科学省との連携施策）
- (4) 中山間地域等青年協力隊活動促進事業（ 1 2 百万円 ）
都市青年等を中山間地域へボランティアとして派遣
- (5) 都市農業支援総合対策事業（新規）(1 2 5 百万円)
地域住民も参加した都市農業ビジョンに即した住民による農業ボランティア活動の支援や、都市部における農業者と住民との交流・ふれあいの場の整備等を推進
- (6) 知恵を活かす地域づくり・人づくり支援事業（ 6 百万円 ）
都市の学生や社会人、NPOを一定期間農村地域に派遣し、都市住民の知恵を活用した地域づくり活動を支援
- (7) 新山村振興等農林漁業特別対策事業（ 1 0 , 9 3 7 百万円の内数 ）
山村と都市の交流の促進等に重点を置いた総合的な地域振興施策を展開

2 農村景観の保全・再生、親水空間の整備

- (1) 農村振興総合整備事業（ 2 0 , 7 8 6 百万円の内数 ）
地域が自ら考え設定する個性ある農村振興の目標の達成が図れるよう、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施
- (2) 田園空間整備事業（ 3 , 7 8 0 百万円の内数 ）
歴史的な農業水利施設や棚田・茅葺き家屋等の伝統的な農村景観や自然環境の保全・復元に配慮した農村地域の整備等を総合的に実施
- (3) 里地棚田保全整備事業（新規）(1 , 8 0 0 百万円の内数)
中山間地域の里地や棚田等において、土地改良施設等の維持管理活動を地域ぐるみで実施していくために必要な施設整備等を行い、豊かな自然環境の保全・再生を推進
- (4) 地域用水環境整備事業（ 3 , 5 0 4 百万円の内数 ）
農業水利施設の保全管理又は整備と一体的な親水・景観保全施設等の整備や歴史的価値の保全に配慮した土地改良施設の補修等を実施

3 都市と山村の共生・対流の推進

- (1) 森林の多様な利用総合対策（ 3 , 3 3 4 百万円の内数 ）
森林環境教育を推進するための支援体制の整備、住民参加による里山林等の保全・利用に対する支援、里山林等を活用した健康づくりを推進するための条件整備等を実施
- (2) 山村コミュニティ活性化モデル事業（新規）(2 1 百万円)

集落間の連携強化による定住促進等に向けた魅力ある地域づくり活動や、森林資源等を活かした新たな産業の育成による雇用の創出に対する支援をモデル的に実施

- (3) むらづくり維新森林・山村・都市共生事業(838百万円の内数)
山村の有する森林や自然環境を活かした交流基盤の整備、研修施設の整備等を地域ニーズに応じて総合的に推進

4 都市と漁村の共生・対流の推進

- (1) 漁村コミュニティ支援事業(新規)(86百万円)
多面的機能を発揮するモデル漁村づくりを円滑に推進するため、漁村における指導者の育成や都市と漁村の交流活動等を支援
- (2) 都市漁村交流促進事業(新規)(78百万円)
都市と漁村の共生・対流を円滑に促進するため、交流施策の調査・検討や都市との交流に関する全国レベルの普及啓発活動を推進
- (3) 新漁村コミュニティ基盤整備事業(1,600百万円)
多面的機能を発揮するモデル漁村の構築を支援するため、漁村体験学習施設、海洋深層水体験施設、漁村滞在施設等を整備
- (4) 海洋性レクリエーション活動円滑化対策事業(新規)(50百万円)
漁業活動に配慮した遊漁等の海洋性レクリエーション活動を推進するため、海面利用ルールの策定とルール・マナー情報の提供等を実施
- (5) 内水面環境活用総合対策事業(502百万円の内数)
内水面地域における都市住民との交流を促進するため、体験学習施設等の整備を実施

その他の関連政策

都市と農山漁村の双方の生活や文化を享受できるライフスタイルの実現を目指す「都市と農山漁村の共生・対流の推進」については、関係7省が連携して取り組み。また、民間の運動 主体として、本年6月に「都市と農山漁村の共生・対流推進会議(通称:オーライ!ニッポン 会議、代表:養老孟司東京大学名誉教授)」を設置。

5 . 国土交通省

- 1 離島体験滞在交流促進事業(平成15年度~、以前はコミュニティ・アイランド 推進事業)
離島での滞在や体験を通じ交流人口の拡大による離島地域の活性化を図ることを目的として、離島振興対策実施地域の市町村が実施するエコツアーガイド養成、エコツアー等の離島体験ツアー実施事業に係る経費に対し予算の範囲内で補助する。

【代表事例】

平成12年度 美津島町離島交流推進事業(長崎県美津島町(対馬島))

・自然体験ツアー、伝統工芸体験事業等の実施のための経費として、3,000 千円の補助を行った。

平成 13 年度 鳥羽市離島交流推進事業（ブルーツーリズム交流事業）

（三重県鳥羽市（菅島他））

・エコツアーガイド養成講座、模擬エコツアーの実施、エコツアーガイドブックの作成等の経費に対し、2,500 千円の補助を行った。

平成 15 年度 萩市離島体験滞在交流促進事業（山口県萩市（見島））

・バードウォッチング、シーカヤッキング等の離島体験プログラムの作成及びプログラム実施のためのガイド養成のための経費に対し、7,800 千円の補助を行った。

2 離島ツアー交流推進支援事業（平成 11 年度～、請負調査）

観光開発による離島地域の活性化を図ることを目的に、都市部モニターに離島に滞在してもらい、新たな観光ルートの開発や自然体験プログラムの検証を行うとともに、新たな離島サポーターの育成を見込む。

【調査実績】

平成 11 年度 大分県大入島（2,800 千円）

平成 12 年度 鹿児島県トカラ列島（2,500 千円）

平成 13 年度 鹿児島県三島村（2,595 千円）

平成 14 年度 東京都新島、式根島、神津島（2,580 千円）

平成 15 年度 山形県飛島（2,599 千円）

3 インタープリテーションプログラム（自然ガイド）による観光振興事業（平成 12 年度～）

わが国を代表する自然資源を有する地域のみならず、ありふれた自然資源を有する地域であっても、インタープリター（自然ガイド）が旅行者の興味を刺激しながら案内するツアーを普及させることで新たな観光資源として開発する。

（例）長野・軽井沢（星野リゾート・ピッキオ）、福島・裏磐梯等

国土交通省は、旅行者にとって魅力的な自然ガイドの育成、事業化のノウハウの提供、安全・安心な自然ガイドツアーの普及等の観点から以下の取り組みを実施。

【具体的取組み】

平成 13 年度（予算 16,730 千円）

魅力的な自然ガイドの育成のためのテキスト作成

平成 14 年度(予算 28,135 千円)

自然ガイド養成セミナーの実施、自然ガイド事業化のための経営マニュアルの作成、経営セミナーの実施

平成 15 年度（予算 14,000 千円）

安心、安全な自然ガイドツアー普及のための方策、並びに貴重な自然資源の持

続可能な観光利用のあり方に関する検討開始。

- 4 リゾート地域チャレンジプログラム支援事業（平成 13 年度～、モデル調査）
総合保養地域における自然や農林水産業を活用した体験活動等の意欲的・先進的な活動を促進するため、エコ・リゾート推進フォーラムの開催、インストラクターの養成、モニターツアーの実施等の取組みを行っている。

【調査実績】

平成 13 年度 宮城県、福島県、宮崎県（12,630 千円）

平成 14 年度 青森県、鳥取県、鹿児島県（12,899 千円）

平成 15 年度 岩手県、三重県、鹿児島県（12,500 千円）

- 5 「観光カリスマ百選」選定事業（平成 14 年度～、内閣府・農林水産省との共同事業）

『観光カリスマ百選』はこれまで 51 名選定してきたところであるが、エコツーリズム関係としては、例えば、先進的な自然ガイドツアーを実施している長野県軽井沢町の（株）星野リゾート代表取締役社長の星野佳路（よしはる）氏を選定した。

* 『観光カリスマ百選』

従来型の個性のない観光地が低迷する中、各観光地の魅力を高めるために、観光振興に貢献した人々を「『観光カリスマ百選』選定委員会」により『観光カリスマ百選』に選定する。

- 6 自然ガイド事業推進調査に対する補助（平成 15 年度、事業費 13,670 千円（国費 6,385 千円））

エコツーリズムの推進に積極的な小笠原村の取組みを踏まえ、平成 15 年度に東京都が実施する「自然ガイド事業推進調査」（観光客のニーズやガイドへの要望を把握し、観光客の満足度やガイドの質の向上に資する）に対し、補助を行う。

* 小笠原エコツーリズム

小笠原諸島においては、平成 13 年度以降、に観光客の踏み荒らし被害が顕著であった南島において、立入禁止区域や入島制限の実施とガイド同伴を義務づけるなどの自主ルールを小笠原村が制定し、更に翌 14 年度には東京都と協定を結び、東京都が自然ガイドの養成、小笠原村が観光客等に対するルールの周知徹底等を担い、共同してエコツーリズムの推進に取り組んでいる。

- 7 環境教育を通じた地域間交流の拠点となる都市公園整備（継続的実施）

自然環境を保全・活用し、自然観察や環境学習の拠点となる施設の整備や環境学習プログラムの提供等により、都市住民の自然とのふれあいの場、地域間の交流の場となる都市公園の整備を実施。

* 【環境ふれあい公園の整備】

野生生物の生息・生育地（池、雑木林等） 自然観察のための施設（野鳥観察所等） 環境学習のための施設（セミナーハウス、体験学習施設等）を備え

た都市公園の整備を推進。

*【国営公園における環境教育への取組み】

- ・年間60件以上の環境学習イベント開催
- ・講習会の開催等による環境教育に関する指導者の育成事業 等

8 海の資源を活用した漁村地域余暇活動に関する調査 - ブルー・ツーリズムの推進 - (平成10年度、水産庁との共同調査、18,347千円)

離島地域の美しい自然景観、伝統文化等多様な諸資源を活かし、都市住民等に多様な余暇活動を提供する漁村滞在型余暇活動(ブルー・ツーリズム)を核とした漁村地域の活性化方策の検討を行った。

6 . 環境省

平成元年度

利用のあり方検討小委員会報告の望ましい自然公園の利用の実現のために講ずべき施策として、「例えば野生生物の観察のためのガイド付きツアーのような、より自然との接触度の高い利用の推進を図る。今後はこのような利用が主要な利用形態となり得るよう、ソフト面の充実を図る必要がある。」と報告。

平成2～4年度

自然公園における野生生物の観察のためのガイド付きツアーのような自然体験型利用のあり方について、知床、立山などをモデルとして検討。

平成5～14年度

沖縄県西表島をケーススタディとして、エコツーリズムの導入に向けた調査・検討を実施。

平成15年度～

国立公園等における環境保全型自然体験活動(エコツーリズム)推進を目的として、福島県裏磐梯地区及び鹿児島県屋久島地区を対象にモデル事業を開始。(15年度予算11百万円)